

平成17年第3回定例会

平成17年12月1日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 17 年第 3 回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会

平成 17 年 12 月 1 日

議事日程

- 第 1 新議員の紹介
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会期の決定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 管理者発言
- 第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 7 議案第 11 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 8 議案第 12 号 藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 9 議案第 13 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 14 号 平成 16 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 11 議案第 15 号 平成 16 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 第 12 議案第 16 号 平成 17 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第 2 号)について
- 第 13 一般質問

出席議員（18名）

2番	湯井廣志君	3番	三好徹明君
4番	佐藤淳君	5番	茂木光雄君
6番	松本啓太郎君	7番	冬木一俊君
8番	神田省明君	9番	木村喜徳君
10番	青柳正敏君	11番	吉田達哉君
12番	三島久美子君	13番	角田伊久夫君
14番	黒澤功君	15番	飯野榮君
16番	荻原節子君	17番	宮前俊秀君
18番	小須田一美君	21番	山崎恒彦君

欠席者（3名）

1番	安田肇君	19番	若林秀昭君
20番	江原洋一君		

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	齋藤軍雄君
収入役	堀越清君	監査委員	武田弘君
病院長	鈴木忠君	外来センター長	田中壯侖君
介護老人保健施設長	栗原寛君	副院長	鎌田真彦君
副院長	石崎政利君	事務局長	金井秀樹君
事務局次長	坂本和彦君	外来センター事務長	塚越秀行君
看護部長	石田茂子君	薬剤部長	飯塚征和君

事務局出席者

庶務課長	今井光満君	企画経理課長	松田裕一君
用度施設課長	黒澤美尚君	医事課長	吉田賢治君
未収金担当課長	前川善昭君	医療情報課長	小野里昇君
介護老人保健施設管理課長	内田雅之君		

開会のあいさつ

議長（松本啓太郎君） 皆様、こんにちは。本日、平成17年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が召集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成16年度病院事業会計決算認定他6案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げて、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。議事日程につきましては、皆様のお手元に配布してありますので、よろしく願いいたします。

開会及び開議

午後1時32分開会

議長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。ただ今から平成17年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 新議員の紹介

議長（松本啓太郎君） 日程第1、新議員の紹介を行います。このたび平成17年9月2日付けで、藤岡市より知識経験者の山崎恒彦君が当選されましたので、紹介いたします。

第2 議席の指定

議長（松本啓太郎君） 日程第2、議席の指定を行います。議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。21番、山崎恒彦君と指定いたします。この際、山崎君の自己紹介を許可いたします。山崎恒彦君。

議員（山崎恒彦君） 藤岡多野医師会副会長をしております山崎です。よろしく願いいたします。

第3 会期の決定

議長（松本啓太郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第4 会議録署名議員の指名

議長（松本啓太郎君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。11番、吉田達哉君、16番、荻原節子君を指名いたします。

第5 管理者発言

議長（松本啓太郎君） 日程第5、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 本日、ここに平成17年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席をいただきありがとうございます。

ご承知のように現在病院事業は、全国的に苦しい財政状況と併せて医師不足と偏在化により今後も困難な経営が予測されております。また、過日の新聞報道によりますと平成18年度の診療報酬の改定についても医療機関にとっては厳しい決定がなされることが伺われます。このように病院事業経営を取り巻く環境はかつてない状況が考えられます。当病院事業については医療サービスの向上と改革を推進し、地域医療の拡充を図ってなお一層の経営改善に取り組んでまいりたいと存じます。

本定例会の案件は、平成16年度病院事業会計他6案件でございます。いずれも組合事業にとっては重要なものであります。

慎重ご審議のうえご決定いただきますようお願い申し上げます。簡単ではあります。開会のあいさつとさせていただきます。

第6 報告第2号

議長（松本啓太郎君） 日程第6、報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明申し上げます。平成12年8月29日に当院耳鼻科外来に鼻出血の治療の目的で受診され、その止

血治療の中で電気凝固法の処置を受けた際、鼻中隔に直径約 8 ミリの穴をあけてしまったものであります。

その後、本件は訴訟事件となりましたが、平成 17 年 10 月 3 日高崎地方裁判所の勧告により和解となりました。和解による損害賠償金額は 236 万 284 円となりました。多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例第 7 条の規定により、損害賠償額が 100 万円以上については議会の議決を要する事項に該当いたします。

また、本件の賠償金額の支払い期限が平成 17 年 11 月 4 日であるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する暇がないと認め平成 17 年 10 月 25 日専決処分をさせていただきました。なお、この損害賠償金については病院で加入している医師賠償責任保険により、保険会社より同額が病院事業会計に支払われております。

以上、簡単ですが専決処分の報告とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。以上で、報告第 2 号について、報告を終わります。

第 7 議案第 11 号

議長（松本啓太郎君） 日程第 7、議案第 11 号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第 11 号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼を受けております。内容につきまして、第 1 条関係は、平成 18 年 1 月 1 日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である鬼石町が廃され、その区域が藤岡市に編入されることから、鬼石町を除き藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合の名称を藤岡新町吉井環境衛生事務組合に変更するものであります。

第 2 条関係は、平成 18 年 1 月 23 日から倉淵村、箕郷町、群馬町、新町が廃され、その区域が高崎市に編入されることから藤岡市・新町ガス企業団、藤

岡、新町、吉井環境衛生事務組合及び榛名倉淵火葬場組合の名称を変更するものであります。

第3条関係は、平成18年2月20日から渋川市、北橘村、赤城村、子持村、小野上村及び伊香保町を廃し、その区域を持って渋川市が設置されることから、事務の共同処理等に関する変更をするものであります。

第4条関係は、平成18年3月18日から安中市及び松井田町を廃し、その区域をもって安中市が設置されることから、事務の共同処理等の変更をするものであります。

第5条関係は、平成18年3月27日から勢多郡東村、笠懸村及び大間々町を廃し、その区域をもってみどり市が設置され、また富岡市及び妙義町を廃し、その区域をもって富岡市が設置され、また吾妻郡東町及び吾妻町を廃し、区域をもって吾妻町が設置されることから、事務の共同処理等の変更をするものであります。

以上の変更に伴いまして、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により、構成団体の議会の議決が必要となっております。以上、簡単であります但提案理由とさせていただきます。慎重ご審議のうえご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第11号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第12号

議長（松本啓太郎君） 日程第8、議案第12号藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第12号藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本組合の公平委員会につきましては、地方自治法第252条の7の規定に基づき、本組合のほか藤岡市、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合の4団体により共同設置しております。このうち鬼石町及び新町の合併により、藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合の名称が平成18年1月1日に藤岡新町吉井環境衛生事務組合に、平成18年1月23日に藤岡吉井環境衛生事務組合に名称変更することから、公平委員会の共同設置規約第1条に定める関係団体の名称変更を行う規約の一部改正でございます。

以上簡単であります。提案とさせていただきます。慎重ご審議のうえご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第12号藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第13号

議長（松本啓太郎君） 日程第9、議案第13号多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第13号多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院勧告に基づき国家公務員の給与の一部改正案が可決されましたので、それに準じて当組合職員につきましても改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、2年ぶりの月例給の引き下げ。また、配偶者に係る扶養手当、初任給調整手当の引き下げ及び勤勉手当の引き上げでございます。

内容につきまして、まず、第1条関係でございますが、第7条の3第1項第1号の医師の初任給調整手当で、その限度額の216,700円を、216,000円に改め、第8条第3項の扶養手当で、配偶者に係る手当13,500円を13,000円に引き下げるものであります。また、勤勉手当を0.05月分引き上げ0.75とするものであります。行政職及び医師・医療技術職・看護職のそれぞれの給料表の引き下げで改定率は0.3パーセントでございます。以上の改定につきましては、12月1日から施行する予定でございます。

次に、第2条関係につきましてご説明申し上げます。第10条の2通勤手当の改正で、通勤距離が片道2キロメートル未満の通勤手当1,000円を削るものであります。また、第10条の3住居手当で、新築又は購入の日から起算して5年を経過した場合、住居手当1,000円を削除するものでございます。

次に、第3条につきましては、第15条第2項勤勉手当の改正で、本年12月の改定で12月期の勤勉手当が0.05月引き上げとなり0.75月となります。平成18年4月1日からは6月と12月期ともに0.725月に改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきましてご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第13号多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方

の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

第10 議案第14号

議長(松本啓太郎君) 日程第10、議案第14号平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第14号平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、疾病構造の変化を踏まえ、国の医療提供体制も少子高齢化社会に適応した改革がなされようとしています。良質な医療を効率的に提供する体制、患者の視点の尊重など、医療の基盤整備が改革の基本的視点とされております。

また、医療費を抑制するための診療報酬体系の改革によるマイナス改定の影響を受け、病院経営は医療の質を高めながら経営改善を進めるとい、一見相反する問題を同時に克服しなければならない状況にあります。収入の確保と経費の節減、合理化に努め、経営基盤を強化することがますます必要になってきております。

それでは、決算の大綱を説明させていただきます。平成16年度の病院事業会計として公立藤岡総合病院、附属外来センターおよび訪問看護の3施設について申し上げます。

まず、公立藤岡総合病院では、年間患者数は入院12万7,401人、外来3万7,432人です。損益計算書からの消費税抜き事業収益は6億4,353万円です。消費税抜き事業費用は7億2,889万円、公立藤岡総合病院は5億8,536万円の純損失を生じました。

次に、附属外来センターです。年間外来患者数は22万7,483人です。消費税抜き事業収益は2億4,477万円、消費税抜き事業費用が2億9,933万円です。附属外来センターは3億5,466万円の純損失を生じております。

最後に、訪問看護では、税抜き訪問看護事業収益で4,305万円です。税抜き訪問看護事業費用は、3,544万円です。純利益761万円となっております。

平成16年度は3施設合計では、8億8,320万円の純損失です。

前年度より公立藤岡総合病院は損失が2億8,649万円増えましたが、附属外来センターでは1億1,035万円改善されています。

続きまして、資本的収入及び支出について申し上げます。資本的収入では、第1款公立藤岡総合病院6億6,172万円、第2款附属外来センター1億1,667万円で、収入計は7億7,839万円であります。次に、支出であります。第1款公立藤岡総合病院7億4,770万円、第2款附属外来センター1億7,500万円で、合計9億2,270万円であります。資本的収入が資本的支出に対する不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補てんしました。

次に、剰余金処分計算書案について申し上げます。訪問看護につきましては未処分利益剰余金がありますので、平成16年度純利益より38万円を減債積立金として積み立て、残りは翌年度へ繰り越すものであります。

平成17年度も経営環境の厳しい状態ではありますが、引き続き関係各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げます。詳細については経営管理部長より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本決算書につきましては、去る8月30日、武田、青柳両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては議員各位のお手元に配布いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞いただきましたことを感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。慎重ご審議いただきご決定くださいますようお願い申し上げます。平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） それでは、詳細について公立藤岡総合病院から説明させていただきます。患者状況は入院患者数で年間12万7,401人、1日平均にしますと349人です。外来患者数は、救急外来患者27,784人、透析外来患者9,648人、計37,432人で、診療日数365日での1日平均は102人です。

次に、収益的収入及び支出であります。損益計算書より、消費税抜き収入決算額は64億4,352万9,410円です。その主なものは医業収益で62億7,705万6,783円です。このうち入院収益は53億8,561万6,311円、外来収益は6億2,067万9,185円です。その他の医業収益では2億7,076万1,287円で、うち市町村からの救急医療負担金は7,683万7千円です。医業外収益は1億6,647万2,627円で、主なものとしまして市町村からの企業債利子分負担金1億2,283万円、国県補助金831万2,925円です。

次に、費用の税抜き決算額は70億2,889万889円であります。医業費用は66億8,687万7,101円であります。主な内訳としまして、給与費36億3,994万8,119円、材料費18億8,541万9,282円、経費8億2,181万9,322円、減価償却費3億1,756万8,536円であります。医業外費用は3億4,200万8,838円で、その主なものは企業債支払利息、一時借入金利息で1億8,588万8,493円、消費税の費用化による雑支出が1億3,080万4,135円あります。

特別損失では、平成17年度診療費返還で過年度損益修正損として4,950円を計上したものであります。医業収支比率では93.9%、総収支比率は91.7%と100%を下回り、5億8,536万1,479円の純損失を生じました。

続きまして、附属外来センターの詳細について申し上げます。患者状況ですが、外来患者数は年間22万7,483人、診療日数は294日で、1日平均にしますと773.8人となります。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は20億447万2,464円あります。医業収益で19億758万8,042円、うち外来収益が17億3,519万5,163円で、医業収益の91.0%を占めております。その他医業収益では、公衆衛生活動、医療相談等健診関係で1億7,239万2,879円あります。医業外収益は9,688万4,422円で、主なものは市町村企業債利子分負担金8,268万6千円あります。

次に、費用の税抜き決算額は23億992万8,174円あります。医業費用は21億3,573万9,229円で、その主な内訳としまして、給与費8億3,416万7,561円、材料費3億9,054万9,115円、経費5億9,607万581円、減価償却費3億1,199万119円あります。医業外費用は1億7,194万4,664円で、内訳としまして企業債支払利息が1億2,402万8,417円、消費税の費用化による雑支出が4,791万6,247円あります。医業収支比率は89.3%、総収支比率は86.8%と100%を下回り、3億545万5,710円の純損失を生じました。

続きまして、訪問看護の詳細について申し上げます。利用者状況は年間4,647人で、訪問日数は294日、1日平均15.8人でした。収益的収入及び支出では、税抜き収入決算額は4,305万6,683円あります。その主なものは、療養収益、利用料等の事業収益で4,299万1,674円あります。事業外収益は受取利息等で6万5,009円あります。

次に、費用の税抜き決算額は3,544万1,826円あります。事業費用は3,526万4,679円で、内訳としまして給与費3,121万905円、材料費1万3,250円、経費393万8,584円、減価償却費3万1,

512円であります。

事業外費用は17万7,147円で、消費税の費用化による支出であります。この結果、訪問看護は純利益671万5,857円を計上いたしました。

3施設合計で8億8,320万2,332円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの前年度からの繰越欠損金18億253万3,583円を加え、訪問看護の繰越利益剰余金1,367万9,383円を差し引き、26億7,205万6,532円を未処理欠損金として17年度へ繰越するものであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。資本的収入の消費税込み収入決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的収入では、6億6,172万3千円で、内訳としては、市町村からの企業債償還元金分負担金1億6,582万3千円、企業債4億9,590万円であります。第2款附属外来センターは1億1,666万6千円で、すべてが市町村負担金であります。これに対して資本的支出の税込み決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的支出が7億4,770万5,099円、第1項建設改良費は4億9,897万円で、内訳としまして、手術棟増改築工事費3億9,931万5千円、医療器械購入費で9,965万5千円であります。第2項企業債償還元金として2億4,873万5,099円あります。第2款附属外来センター資本的支出では、第1項企業債償還元金1億7,499万8,253円あります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億4,431万4,352円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,335万9,978円、当年度分消費税資本的収支調整額95万4,374円を充てて収支の均衡を図りました。

次に、剰余金処分計算書案について申し上げます。これは地方公営企業法第32条第1項の規定にする剰余金の処分で、利益剰余金のあります訪問看護について、平成16年度の純利益のうち38万1千円を減債積立金とし積み立て、2,091万3,240円を翌年度へ繰り越すものです。

以上、詳細についての説明を終わらせていただきます。慎重ご審議いただきましてご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 決算監査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（武田弘君） 平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算について、審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月30日、地方公営企業法第30条の第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成16年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に、証憑書類を照合し審査を行ったものであります。

審査の結果は、収支の計数は正確であると認めました。以下、内容につきましてはお手元の決算審査意見書のとおりでございますが、患者状況及び決算額

は提案理由の説明と重複いたしますので省略させていただき、ご了承賜りたいと存じます。

平成16年度病院事業決算では、公立藤岡総合病院の損失は前年に比較して増加を示し、反面、附属外来センターでは減少となっています。また、資産状況から短期借入金の年度繰越という資金不足が深刻化しております。地域の中核病院として公共性はもちろんのこと、基盤となる経営の健全化を希望しております。以上、誠に簡単でございますが決算審査の概要についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私もこの3年間、さまざまなことを、また、たくさんのことを指摘してまいりました。しかし、見る限り一向に改善されない。私には改善しようとする努力も気配も真剣さも感じられない。この2施設、合わせて収入である収益、2億3千万ほど減少しています。これに対して、支出にあたる費用は増加している。繰越欠損金も18億を超えて17年度に約27億も繰り越している。何を言っても、私が今まで指摘してきたことを聞く耳をぜんぜん持っていないようです。自ら努力もしようせず、この間の議員説明会、職員中心の経営改善委員会を立ち上げて検討するということですが、今まで職員が改善をできもしないで、また、職員中心の改善検討委員会を作っても、猿芝居もいとこだと私は考えます。このようなやり方をいつまでもしていたのでは、一向に改善できないと思います。細かいことは今回は質問いたしません。市長はこの病院をどのようにしていこうと考えているのかお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今までいろいろご指摘いただいていることに対しまして、それを踏まえて検討委員会等々を作って、きちんと事業の見直しをやっていこうという表れでございまして、今後につきましても議員からいろいろご指摘をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私が言っているのは、今まで職員がぜんぜん改善もできもしないで、職員中心の検討委員会を作って何の意味があるのですかと聞いているのです。これできちんと改善できるとお考えですか。その点をお伺いします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） しっかりと見直した中で、検討していくという意味で立ち上げているわけですので、できると私は思っております。真剣にやっていくつもりでございます。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はございませんか。三好徹明君。

議員（三好徹明君） この決算につきまして、今日、数字を見たのですが、前回の説明会でも何点か私は指摘をさせていただいたのですが、その中で、決算の対の中、細かい点はともかく、先ほど湯井議員が言ったように、繰り越して17年度は27億、約9億の今年度の純損益が出たということは、どんなに言い訳を言っても、数字で出てしまっているわけですから現実なのです。この中で、説明会で私が質問した内容と関連、継続した質問になってしまうのですが、具体的に、前回、説明会で私が指摘したように、救急病院として、地域の中核病院として担わなければならない指名を帯びた病院として、6億近いお金を使って手術棟を作った。前回、院長の話ですとマキシмум年間2,600。それだけの能力がありながら、現実にはマンパワーの不足によって2000件であるというのですが、ここに収益を上げる一つの大きな要素が隠されている。ならばマンパワーの不足をどのように解決していこうと努力されたのか、しているのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 一番根本になるのは医師であります。そして、医師を拡充すること。それが一番病院にとって大事なことであります。これに関して、医師不足の対応というのは、全国的にも、今までは大学一つの講座に依存という形が多かったわけですが、その基準を取り払って、どこの大学でも、どこの医局からでもという形で広げて募集を行いました。一つはインターネット、それから、医師派遣の業務をすることがありますので、そういうところに対応しておりました。しかし、やはり一つは医師の条件。いろいろな打診がございました。しかし、医師の要求する条件が当院の条件に合わない。一つは給与の面があります。それから、やはり地域と群馬県を中心とする群馬大学との関連性が非常に強い。そして、群馬大学自体の医師供給そのものが群馬県からの開業に非常に勤務医が流れていっているということで、大学においても、派遣医師がないなかでも、いろいろな形で交渉して確保するように努めてきました。結果としては、新たな大学から来た医師もおりますが、減員となっております。16年度は15年度に比べて3名の減員ということになりました。これは6月1日現在の比較でございます。15年度は66名の医師がおりましたが、16年度は63名でございます。これはますます今後、しばらくの間は状況は厳しい。どこの大学等も派遣ができないという状況が続いていくものだろうと思います。そして、やはりそこで医師を確保していく最大限の解決策は、病院において医師を育成していく。これは新しい新臨床研修制度が始まりましたが、その中で2年間の研修医、後期研修医を育てていく。そのためには、やはり病院の研修施設をはじめ、そういう対応をしていく。こういうことはすぐ答えが出

るわけではありませんが、確実に医師を確保する方法であろうかと思えます。そういう意味で、17年度は管理型研修病院として認定を受けて、管理型研修医として1名を採用しております。そして、協力型研修病院としては、16年度より群馬大学より研修医を受け入れて、そして、その群馬県の医師の研修を協力することによって、間接的に医師を確保することにつながっていくかということで対応しております。以上であります。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 今、院長先生から人材を確保する、人材といっても医師のことなのですが、そういう努力をさまざまな視点から考えながら、この医師不足の時代を乗り切っていくためにということとはよく分かりました。中長期的な目標に向かった先生の考え方は良く分かりますが、しかし、当病院は、今現在マンパワーの不足で9億もの赤字が発生しているのです。来年度は27億。このままずっとそれを待っていたのでは、座して死を待つようなことになってしまう。そうしますと、先ほどのマンパワーの解決の中には、医師を受け入れる報酬、受け入れるための報酬、これらが決め手になるのだと、これが現実的な問題ではないかと思うのです。ですから、私は優秀な医師を、さまざまな経費を節減するのであれば、そこに投入して、マンパワーを確保していく。ここに最重点の経営の大きなウェイトをかける必要があるのではないかと。それだけでは解決しないと思います。しかし、その場的な、何でもかんでも手を出していくといってもこの状況は解決できません。それから、在院日数によって、14日をクリアしてくる、それだけの見返りがあって、経営に多大な貢献を果たすということ、国がそのように条件を与えているわけですから、これをいかにクリアしていくかという努力を、具体的な努力を掲げなければ経営改善はできないのではないですか。これをどのように捕らえて、どのように具体的な考えで臨んでいくのかをお伺いしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 在院日数が周辺の、同じ自治体の病院と比べまして長いという現状があります。これは一つの病院だけで解決できることではありません。やはり、地域の医療機関との連携が解決策になります。そして、地域のバックグラウンドとなる急性期治療が終わって、慢性期の治療、それを受け入れる病床数そのものがこの地域においては、県の平均値より少ないということでもあります。県平均が人口10万人に対して246.8床あります。しかし、当地域、藤岡多野医療圏においては、208床ということで、そのところのベッドが少ないということがございます。そういうなかでも、地域連携室を中心として、いろいろとソーシャルワーカーを通して、連携を図っていきますが、これはより、先日、地域の医師会とも話し合いが行われたわけですが、その辺の連携をより

ダイレクトにできるようにしましょうということで、話し合っているところがあります。それから、厚労省が進めているところでありまして、いかに在宅にもっていくか、これは病院には、訪問看護ステーションがございますが、やはり、訪問看護ステーションを入院患者の在宅支援として、より有効に機能させるということが大事だろうと思います。そして、開業されている先生方、医療機関の先生に、そのバックアップをしていただく。そして、訪問看護ステーションを通して対応していく。その点に関して、その辺の取り組みが病院全体として、ややもすると連携が取れていなかった点があるかと思っておりますので、この辺に力を入れていかないと、在宅支援をよりやっていかないと、解決がないと考えております。そういう中で在院日数の短縮を図りたいと思っております。以上であります。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 決算なので、予算に絡むような話になってしまいました。今の私の疑問や指摘に対して、どのように予算に反映させ、経営改善、あるいは次のステップに進んでいくのか、そのときに具体的をお願いします。私の質問は終わります。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 決算で損失が出るという、あまりにも大きな数字でとても私の頭の中では理解できない。そういった意味から、管理者と副管理者にお尋ねします。このままこういった損失がずっと続くというなかで、許容範囲といいますが、藤岡市においては、どこまで、100億だの200億だのというところまで、そういったものをずっとやっていくのかどうか。吉井町さんにとってどの辺が許容範囲なのか、病院経営の。この辺についてお伺いをいたします。

議長（松本啓太郎君） 副管理者。

副管理者（齋藤軍雄君） ただ今、ご指摘のなかで、吉井町はどの辺までこの借金が許容範囲に入っていくのかというご質問をいただきました。これは金額的にここまでということにはならないかと思えます。しかしながら、お金を借りていくということについては、それなりの限度額というのが当然あるかと思えます。吉井町も一般会計、年間80億円程度の予算であります。そういったことを見合わせながら進んでいかなければならないかと思えますけれども、まず、建て直しということのなかで、職員で体制をとって、そして、対応をしていきたいという話があったわけでありまして、前回の説明会のときには、議員さん等も入っていただきたいというお話がございまして、ただ今、湯井議員さんの方から職員だけでできるものではないというような話がございました。私は、そのときには、こういう方もという代案を立ててお話し合いをしていただくのが私はいいいのではないかと思います。そういうなかで、吉井町としてこれだけとい

うのはございません。これからやっていくなかで、これならばいけそうだとか、これはまずい、このままではうちも一抜けしたいなということになれば、それはまたそのように考えていかなければならないかと思えます。とにかく、そういうことにならないように、とにかく再度体制を立て直して、立て直していくということのなかでは、議員の皆様方が言い合いをしていたのではどうにもならない。私は答弁を求められているから言っている。いいというなら、言いませんよ。よく聞いて。吉井町の立場を言っている。分かりませんか。

議長（松本啓太郎君） 静粛をお願いします。

副管理者（齋藤軍雄君） 今、私が発言中でありまして、そういう状況で、私は町の町長といたしましては、この体制を見極めながら進めてまいりたいと思っております。終わります。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、齋藤副管理者の方からも発言がありましたが、私も市長としての立場上、あまり藤岡市からの繰り出しが多くなるということはなかなか認められない。ただし、病院がいろいろと改革をしていくなかで、一步一步改革を進めていくということで、やっていきたい。病院側の管理者と、首長としての立場というのがあるわけでございますので、それは市としては大きな負担にならないようにしていきたいというのが当然の目標でございます。ただ、病院事業でございます。この多野藤岡の地域の中核をなす藤岡総合病院でございますので、患者さんに喜んでもらう、また、患者さんにやさしさを持った病院を目指すという意味合いからしても金額でなかなかはかれない。しっかりと改革を進め、経費節減を図りながらも病院としての機能は高めていきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 金額についてはあまり定かなことは言えないというふうにおっしゃいましたが、まず、副管理者に伺いますが、当然ながら新町の脱退金2億数千万というものをこういったなかで、いろいろと繰り入れ、そうしたなかで副管理者の立場でいけば、もし、このまま赤字が続くならば、体制をしっかりと見ていきながらというご発言になりますと、当然のことながらこの現状が回復できないときについては、ある程度の決断をするという回答で受け止めてよろしいということになるのでしょうか。それに伴いまして、藤岡市はそうはいかない。これを藤岡市がしっかりとしたなかでやっていくためには、先ほどの湯井議員さんの発言ではありませんが、抜本的な改革というものをしっかりとしたなかで。私は私なりに、この後の質問の中で、診療報酬の確保が本当にできる小さなことではあります。事務方の努力、また、管理者の目の行き届いた指導の中であれば、本当に細かい、100万、200万、せいぜいいても

1億の単位でしょうが、こういった改革を提案するしか私どもの頭ではないんだ。これを管理者、副管理者として、ただ、赤字がそのまま続くなれば、抜けることもありえるという発言は非常に、藤岡市にとっても非常にきついし、また、管理者にとっては、年間、藤岡市の一般会計から4億6千万ぐらいを出している。こういった中での維持できるわけではないということをよく考えていただき、病院をどうあるべきなのか、おっしゃっていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 副管理者。

副管理者（齋藤軍雄君） お答えいたします。今、ご質問のようなことが、一番みんなで考えていかなければいけないのだろうと私は思います。そのために前回の説明会の中では、この執行部の方から委員会を立ち上げて、なんとか体制を整えていきたいということもあったわけでございます。どの程度の形で体制ができあがっていくのかまだわかりませんが、私はこの辺でしっかり病院というものを見極めていく必要があるだろうと思います。吉井町も、先ほども申し上げましたように、年間の一般会計予算が約80億円。そういう中で誰が考えても、一軒の家が保証人になったりするときには、それなりの中で考えていくということは当然のことだろうと思います。私も町民代表というなかで、病院に対しては、町の方からも、バスの乗り入れをさせてもらっていますし、それなりの努力もしている。ということのなかで、さらに、この赤字をどのように解消していくのか、この辺をみんなで能力を結集して対応していくということが、私は一番であると思います。今、私がこのまま赤字が続けば、吉井町は抜けるよということは、差し控えさせていただきますが、気持ちとすれば、そんなことにもなりかねないので、ぜひ、そういうことにならないように、ぜひ、みんなで進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、齋藤副管理者の方から、将来のあり方としての、ちょっと言葉としては、この病院事業から撤退をとという話もありましたが、そうならないためにどうしていくのかというのが、今、副管理者からも述べられたわけがあります。私もまったく同じで、当然、藤岡市としましてはこの総合病院の運営から離れるわけにはいかない。これは地域の患者さんにとって、大事な病院でございますので。そして、どうやったら、もっともっと効率の上った病院体制を作れるのか。先ほど院長からも病院連携といいますが、地域の各病院との連携という話もありました。そういうことで、お互いの紹介率を高めあうとか、そういうことでも、確立を高めたいということで、それは一つひとつ病院の収益につながってくるわけございまして、当議会の中にも、医師会の先生もいらっしゃるわけでありまして、意見もいただきながら、また、力

を合わせながら、進めていきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 副管理者におかれましては、いわゆる一般会計の予算の中で、やはり、ある程度、金額については当然、財布の中身は決まっているのだからという、ある程度のガイドラインの回答をいただいたと私は思いますが、藤岡市はご承知のとおり、約82億円の一般会計の予算でございます。こういったなかで、赤字の幅が、純損失が7億、8億というなかで、改善が数年間もしも見込めないとしたら、管理者として、どういう形のなかで、ガイドラインというものを持っていくのかどうか、この辺については、明確な答えをいただきたいと思っております。それから、私も議員について、いろいろな批判を受けております。病院の本質を知らない、医療の本質を知らない議員が細かなことばかりをつついて、病院の経営の大所高所を少しも語ろうとしないのではないかと批判を多方面から、私自身もいただいております。しかしながら、こういったなかで、大所高所の意見を管理者、副管理者がしっかりとしたガイドラインを示してくれなければ、どうやって大所高所を議員が皆さんの前で発表することができるでしょうか。この赤字が現実にはずっと続いてきているのではないですか。では、これから、これからといったときに、17年度はこのように出てきておりますので、こういったなかで、管理者について、きちんとしたなかで、ガイドラインをある程度示していただいて、3回目の質問とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時34分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。管理者。

管理者（新井利明君） 茂木議員からご指摘があったように、今、病院の経営としての将来のあり方は非常に大事な時期にきていると思っております。先ほども、私、管理者、また、首長としましては、相反するものがあるわけですが、この地域の医療をあくまでという立場で、しっかりとやっていかなければいけないと思っております。それで、どこまでやったらいいのかとか、ガイドラインの数字をとということなのですが、それは数字として少ないほうがいい。ですから、先ほどから申し上げているように、今、一生懸命経費の削減、改革を進めていくなかで、どれだけ来年度に向かって予算立てができるのかといったものを真剣に検討しているわけでありまして。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第14号平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

第11 議案第15号

議長（松本啓太郎君） 日程第11、議案第15号平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第15号平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成12年に誕生した介護保険制度は、21世紀の少子化高齢化社会に対応する社会保障として、介護問題に対する国民の不安解消、また、利用者本位の介護サービスシステムの構築、そして、福祉と医療とに分立していたサービスの総合化をめざしております。

しらすぎの里においては、開設以来8年が経過して、地域に根付いた施設となってまいりました。今後はより一層の療養環境の向上と経営努力をし、介護老人保健施設としての本質を求めてゆくものであります。

なお、本決算につきまして、去る8月30日、武田、青柳両監査委員の審査を受けており、別紙の審査意見書をいただいております。ご苦勞をいただきました武田、青柳両監査委員に対し、感謝を申し上げます。慎重ご審議いただきましてご決定くださいますようお願い申し上げます。平成16年度組合立介護老人保健施設事業決算認定について、提案理由の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては管理課長より説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 介護老人保健施設管理課長。

介護老人保健施設管理課長（内田雅之君） 引き続き内容説明をさせていただきます。まず、利用者の状況につきまして、老人保健施設事業において入所者・通所者併せて延べ3万7,720人のうち、入所利用者数は2万6,708人で、1日平均73.1人であります。通所利用者数は延べ1万1,012人で、1日平均37.3人であります。介護度については入所者、年平均3.3、短期入所者2.6、通所者2.1でありました。

第3条収益的収入及び支出については、第1款老人保健施設事業収益の決算額は4億6,386万2,097円で、前年対比で1,293万3,055円の減収、前年比率は97.3%となりました。

次に、第1款老人保健施設事業費用においては4億5,834万569円で、前年対比で576万798円の費用増で、前年比率は101.3%となりました。

なお、細部については科目別明細で示しておりますので、どうか慎重ご審議をいただきましてご決定くださいますよう、お願いいたします。以上で、詳細説明にかえさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 決算監査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（武田弘君） 監査委員を代表いたしまして報告申し上げます。平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立老人保健施設事業会計決算について、審査の概要と結果について報告申し上げます。

去る8月30日、地方公営企業法第30条の第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成16年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に、証憑書類を照合し審査を行ったものであります。

審査の結果は、収支の計数は正確であり事務処理も良好であると認めました。以下、内容につきましてはお手元の決算審査意見書のとおりでありますので、省略いたします。また、利用状況及び決算額は提案理由の説明の数値と同様で、省略させていただきます。

当老人保健施設しらすぎの里は、ご承知のように平成9年7月1日に開設し、7年が経過、地域の施設として期待され、年間での入所利用率は93%を超える状況となっております。これについては、施設長をはじめ職員の皆様の努力の賜物と推察いたします。今後の一層の経営努力に期待するものであります。公立の施設の基盤をもって、病院との連帯、地域との連携をスムーズに行い、より信頼される施設づくりにまい進されることを希望し、簡単ですが審査の概要報告とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご

質疑願います。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 介護老人保健施設の決算の関係なのですが、順調に収支のバランスもとれていますし、健全な状態であると認識しておりますが、時代が時代なので、今後、経費の節減等をしていかなければならないと思うのですが、利益が出ているからといってそこにあぐらをかくのではなく、今後、経費の削減等に努めていくことについて、何か考えが、また、方向性があればお示しいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 介護老人保健施設長。

介護老人保健施設長（栗原寛君） お答えいたします。制度が始まって年数が少ないのですが、たびたび内容の変更があります。3年目には4%の報酬額の減がありました。先日も研修会にまいりましたところ、また、来年は次の3年にならないのに4%程度の減をやってくるという情報を県の説明から聞いてきたところでありまして、状況は悪化の要素の方が強いです。それから、スタート時の職員の年齢が上がってきましたので給与が上がる。介護報酬は下がるという条件がきつくなってきております。今後、赤黒とんとんを維持するのは厳しい状態だと感じております。でも、なんとか利用率をアップすることぐらいで切り抜けていく以外に方法はないかなと。老健大会で騒いでみてもまったくあがるという見込みはありませんので、内部での努力で耐えていくしかなかろうかと判断しております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第15号平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

第12 議案第16号

議長（松本啓太郎君） 日程第12、議案第16号平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第16号平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算第2号は収益的収入および支出の補正であります。収入では、第1款公立藤岡総合病事業収益、第2項医業外収益で、他会計負担金、他会計補助金、その他医業外収益の増額補正であります。他会計負担金は、平成16年企業債借入利息の確定により、償還利息の市町村負担分39万5千円の増額であります。他会計補助金は、新町の組合脱退に伴う不採算部門への補助金7,440万円を計上するものであります。その他医業外収益は、医療過誤の保険会社からの賠償保険充当額273万9千円を補正するものです。第3項特別利益は、新町の組合脱退に伴う財産処分精算金2億57万5千円の補正であります。

次に支出では、第1款病院事業、第1項医業費用で、平成16年度の手術棟工事、医療器械購入による取得資産確定しましたので、減価償却費で433万2千円の減額であります。第2項医業外費用では、平成16年企業債借入利息の確定により、支払利息の79万円の増額、医療過誤調停額支払による雑損失273万9千円の増額、資産取得による控除対象外消費税繰延勘定の13万6千円を減額補正するものであります。

第3条は資本的収入及び支出の増額補正であります。収入は補助対象額100万円を増額し、支出では新生児聴力検査機器の購入費250万円の増額補正をお願いするものであります。この補助は群馬県が新生児聴覚検査の普及を図り、新生児聴覚検査、難聴児の早期支援体制整備を行うためのもので、平成16年7月県内の公的総合病院を2次検査医療機関に指定しました。しかし、新生児聴覚1次検査を施行する分娩施設が少なく、新生児聴覚検査機器の所有調査が行われ、平成17年9月に当院が群馬県新生児聴覚検査事業補助の対象となったものでございます。

第4条は他会計からの補助金の理由、補助額を明記するもので、新町の組合脱退に伴う不採算部門への補助金を示したものです。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終

結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第16号平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第2号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長(松本啓太郎君) 暫時、休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時1分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第13 一般質問

議長(松本啓太郎君) 日程第13、一般質問を行います。茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) 議長の質問の許可をいただきましたので、通告してあります診療報酬の確保について、質問させていただきます。患者さんが横ばいであり、診療費の伸びが抑えられ、また、18年度においては4%以上もの診療費が減らされるという状況を考えますと、先ほどの議員の説明会でありました、診療報酬審査支払基金並びに国民健康保険団体連合会の査定の内容について、新たに質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、診療報酬の点数をきちんとした中で請求し、それを収納することがこの病院経営の根本と考えますが、本病院の場合については、先ほどの説明会の中では、支払基金が調停額の93.7%であり、国保連合会においては97%であるという説明をしていただきました。さらには、労災保険、並びに、第三者行為による保険については、ほとんど全額入っているという意味ですが、査定率はこの中には入ってきておりません。しかし、現実のところ、調停を起こしたとしても、それに伴う診療報酬の確保については、査定、減額、返戻といった中で、きちんとした確保が非常に今難しいなかで、私は先

の説明会においても、他病院と比較して、現在の病院のそういうものがどうい
うことなのか、お尋ねをし回答をいただいております。その結果、公立藤岡総
合病院においては、査定部門においては、伊勢崎市民病院、並びに富岡総合病
院、館林厚生病院に次いで、査定されている割合については、4病院の中で、
たまたま4病院を比較していただきましたが、4番目でございます。そして、
病院に戻ってくる、いわゆるレセプト、請求の間違いであるとか、いろいろな
過誤によって、そういった支払機関から戻される医療費の請求書については、
全体的には、伊勢崎市民病院の次に、2番目ということになっておりますが、
請求件数からおっていきますと、入院分の返戻というのは、1枚のレセプト当
たり、おそらく30万から40万の入院費の請求が出ていると思っておりますが、
それが1回戻されますと、それをまた、お医者さんや事務方が確認して請求する
ということになりますと、早くとも、たとえば、4月分を戻されてしまいます
と、それを6月、7月に再請求したとしても、早くて9月末、10月になって
初めて診療費が的確に収納になる。非常に5か月も6か月も遅れたなかで、4
0万、50万という金額が遅れて入ってくるような状態。また、事務、先生方
を煩わせるといった非常に目に見えない労働力が必要になってくるわけでござ
います。そういったなかで、本病院においては、私の想像では、1か月25枚
前後のそういった入院のレセプトが返ってきている状態だと思っております。この辺
については、回答の中でいただければいいと思っておりますが、こういったなかでい
かにしてロスを少なくするか。この点について、まず、お伺いします。調停額
はあくまで私の確認ですと、約54億5千万円くらいの調停額が出ているのだ
と思っております。実際の収納が50億8,600万円ですから、そうしたなかで、
とくに、支払基金の93.7%、この辺について、なぜ、このような大きなロ
スが出てくるのかどうか、この辺について、まず、お伺いします。そして、国
保団体連合会の97%、いわゆる3%については、同じ診療をしておきながら、
患者さんに差をつけているわけではないのです。同じ診療をしておきながら、な
ぜ、同じ審査支払をする機関であるにもかかわらず、審査支払基金の差、返戻
率が高いのか。この辺がどのように病院として認識をもっておられるのか。同
じように請求をして、削られてくる割合が社会保険を中心とした審査支払基金
の6.2%は非常に高いものがあります。これを1%でも、2%でも改善する
ことによって、病院経営のロスをなくすということ、それが一番の根本原因だ
と思っておりますが、この辺についてお伺いをします。

さらに、質問の内容としましては、減額してくるものが前回の議員説明会に
おいては問題なかった、月になおせば約100万強という話でありましたが、
この査定減につきましては、約1,500万くらいの年間のロスがあると思
いますが、これについては、そういった仕事に携わっていたことがありますので、

ある程度はやむをえない。復活をいくら申請したとしても、後からこれが正しいのだというものを出示しても、ほとんど却下されてしまうのが、現状だと思います。こういったなかで、この査定減については、この前の説明会の後に見ましたら、具体的な17年度の改善事項につきましては、確実な診療報酬の確保ということで、減点率の減少ということを事務方でもうたっております。現実には、15年度実績で0.25、16年度では少し改善されて0.23になる。そして、17年度においては目標を0.22に定めているとありますが、今、査定が、つまり、完全に戻ってこない査定は、お医者さんはしっかりとしたなかで診療をしていただいて、患者さんの命を守っているわけですから、それに伴うきちんとした請求行為を事務方がどのような形のなかでそれを点数にかえて、間違いがないようにしているのかどうか。この辺の体制について、伺いたいと思います。

労働者災害補償保険法においても、当然ながら、減額というのが出ているはずですが、この資金計画表を見る限り、そういったものはない。調停額そのまま収納されているというような説明がありましたが、現実にはそういうことはないと思います。さらには、事故における保険につきましては、ご承知のとおり、事故には当然過失も絡みます。また、保険会社の査定も厳しいものがあるはずですが、しかしながら、こういったなかで、請求した調停をおこしたものが全額入っているとは当然理解しがたい面がありますので、この辺についての回答を3点お願いして、私の1回目の質問とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 医事課長。

医事課長（吉田賢治君） ただ今の茂木議員さんのご質問にお答えいたします。まず診療報酬の調停の件であります。平成16年度における支払基金、国保連合会への診療報酬請求額につきましては52億4,629万円となっております。そのうち、診療内容、事務上等に関する返戻額は2億5,000万円という金額となっております。この部分につきましては、翌月以降にすべて再請求を行っております。また、査定減点額というのがございます。これにつきましては、16年度におきましては約1,300万円ございます。率にしますと0.26%という査定率となっております。この査定額は問題ではあるのですが、この減額査定につきましては、各審査委員会に対して再審査請求という手続きを行うことができるようになっております。これにつきましては、減額査定部分を復活させていただくために、病院の主張を記載しまして請求するという形になっております。主張することにより審査員の理解が深まるということもあり、その査定が復活するということがございます。ちなみに復活金額は、平成16年度は18万円程度でした。平成17年度は、まだ半期ですが、約200万円の復活となっております。

次に、労災保険の関係でございますけれども、平成16年度は入院外来併せて7,800万円の請求であります。そのうちの減点額は40万円となっております。また、事故関係の請求額につきましては7,780万円程度でございます。これにつきましては医療費の請求ということで、減点返戻が生じておりません。ほぼ入金となっております。ちなみに平成16年度の事故にかかわる未収残は現在43万円となっております。

今後も適正な請求を方針として、引き続き減額査定の防止にたゆまぬ取り組みを行っていく所存であります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今の答弁ですと、国保連合会、支払基金の返戻額が約2億5千万あるということ。これについては、レセプトが1度戻ってくるわけですから、当然、その内容を先生や事務方が精査をして、また、何か月遅れるのかわかりませんが、病院の手順でいったとしても、再度調停に上がり、収納するのは約半年後。こういったロスが病院の経営を非常に圧迫するわけですね。この辺については、返戻率の改善を、伊勢崎市民病院並みの形のなかで、事務方が主導権を持って、きちんと精査していかないと、この返戻率はなおらないと思いますが、その辺について、事務方でこの返戻率をどう改善していくのか、その策を今後持っているのかどうか、確認をさせていただきます。

それから、査定減につきましては、昨年度は18万程度しか復活にならないと、事務方のロスを考えたときに、査定減を復活するよりも、やはり、適正な内容の請求を行うという方がきちんとしたロスの解消になると考えておりますが、査定率が今の話ですと、全体の2.3%。他から聞くところによると、優良病院といわれるところは、査定率を1%ぐらいに抑えているという話を聞きます。この目標を掲げて努力をする。先ほどの管理者ではないですが、しっかりとしたなかで組み立てて、目標を立てて、改善を図っていくという意味で、17年度の2%の査定率をなんとか、1%改善していただけるような、特別な取り組みを事務方サイド、並びに、先生方との協力の中で、実現できないものだろうか、提案をさせていただきます。

院長先生にお伺いしますが、支払基金と国保連合会の審査のあり方について、病院長として、どういう捉え方をしているのかどうか。なぜかといいますと、社会保険の患者さんであろうと、国保の患者さんであろうと、診療行為はまったく同じであるはずであります。しかしながら、国保連合会では通っているものが、支払基金の審査会にかかると返戻になったり、査定されたりしてしまうというこの現実について、なぜ、同じ診療行為をし、同じ審査機関、なぜ、この査定率に3%の差が出るのかどうか。この辺、病院長としてどういう認識をもたれているのかどうかをおたずねいたします。

議長（松本啓太郎君） 医事課長。

医事課長（吉田賢治君） まず、2つの質問について、お答えいたします。現在、当院では、査定、減点にかかわる具体的な取り組みの対応手順につきましては、マニュアル化しております。毎月、支払基金、国保連合会より、増減点通知書が入院外来共に郵送されてまいります。それに基づきまして集計を行いまして、診療科別、行為別、件数、点数、金額の一覧表を作成しております。その一覧表を増減点通知書の写しと共に、各診療科長に対しまして配布いたします。同時に、わが医事課の担当者にも回覧いたします。その後、すべての医師が出席する、毎月1回あるのですが、診療部会でその内容を報告させていただいております。各科の担当医と事務の担当で検討、打ち合わせをしまして再審査の手続きをとるという形になっております。

入院分の査定減点率は平成16年度0.28、平成17年度においては、半期でありますけれども0.23とやや改善されてきておるのですが、ご指摘のとおり、今後につきましては、さらに0.1%の削減を努力目標ということで掲げさせていただいて、各部門の協力体制の中で、査定減の圧縮、改善を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 審査委員会において、どのように行われているかということは、私が答えることではございません。診療報酬請求書を出して、それを受けた立場で国保連合会、支払基金から来ているものに大きな差はございます。これは、支払基金で返戻が多い。私の捉え方として、より精度の高く緻密に審査されているということで、その審査の段階で病名漏れ等があるならば、そこで返戻という形で戻ってきているということでございます。国保連合会の場合には、返戻は非常に少ないのが実情でございます。いきなり査定という形で、減点という形で、診療報酬の取り扱い、レセプトの取り扱いがなされております。そして、どうしてこのように違うのか。それは、同じ保険診療、行為自体が変わるわけではないのですが、そこにはかなり差がある。この辺は、この審査委員会そのものがどのように今後対応していくのか、その点については、私はお答えできません。その対策として、やはり、返戻されるには返戻される、診療にかかわることでの理由がありますので、それをいかにして、落ち度がないように診療報酬のレセプトを出すかということ。これはいろいろな委員会があっても、やはり、個々一人ひとりの、病名漏れ等については、医師の問題でありますので、医師を個別指導するという形で対応しているのが現状でございます。このツールとして、簡単な、うっかり落としてしまうようなミスを防ぐためには、電子レセプト等がそれに対する返戻等を減らす一つのツールではないかと考えております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 細かな内容につきましては、事務方でかなり努力をされて、実質的な調停額に対して、収納している金額については2%程度のロスで収まっているということについては理解をいたしました。最後に、院長先生の話ではありますが、診療報酬の審査支払基金というのは、国保連合会の場合は、県単位ですから、当然、先生方も群馬県の医師会を通じて、委員が集まってきているわけですね。しかしながら、診療報酬支払基金は全国組織ですから、当然ながら、精度がいいというのは、情報も早いわけです。ですから、日本全国で行われている医療行為の中で、いろいろな偽為が生じているものについては、即断で審査ができるから、そこが今先生がおっしゃった精度が高いという理由なのだと私なりに理解をしているわけです。そこをやはり、事務方では先生がおっしゃったように、なんともしがたいのですね。これをどうやって、診療報酬支払基金における請求をきちんとまとめ上げて、ロスを少なく、しかも、高額な入院費を確保するかということは、やはり、病院の経営者、並びに、管理者がしっかりとした事務体制をもっと、事務方を評価してあげないと、これはなおらないですよ。ですから、まず、ロスをなくす。診療報酬は下がりますし、入院患者は横ばいなので、このロスをなくすためには、この診療報酬審査支払基金に対する請求を事務方が今、これから0.1%の努力をしようと、この目標について、やはり、管理者として、きちんとしたなかで答えを出せるように、そして、成果が上がるように取り組んでいただかないと、本当の意味で、病院の改革はできないと思いますが、最後に、管理者にその辺のことをお伺いして、質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 先ほど、医事課長の方から査定減について0.1%減を目標としてという力強い言葉がありました。こういう目標を立てて取り組もうという医事課長の姿勢に対しまして、心強く感じているわけでありまして、今、議員さんから、こういうことを評価しながらといわれましたが、こういうことを達成できるように、われわれもサイドからしっかりと応援していきたいと思っております。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

議長(松本啓太郎君) この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者あいさつ

管理者(新井利明君) 閉会にあたりましてごあいさつを述べさせていただきます。議員各位の皆様には、各議案につきまして、慎重ご審議をいただきご決定いただきまして誠にありがとうございました。このたびの市町村合併により従来の多野郡の枠組みは変わりますが、地域の中核医療を担う当病院事業は、住民の要望にこたえて、責任ある医療の提供を継続していくことにはなんら変わることはないと思っております。今後とも議員各位、そして、皆様方のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉会

議長(松本啓太郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成17年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後3時25分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議長 松本啓太郎

署名議員 吉田達哉

署名議員 荻原節子